令和8年度　第1回
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

日時　：　令和８年７月 15 日（水）18：30～20：30

場所　：　本庁舎６階　611・612・613 会議室

目　次

	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	・・・・3
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	・・・・4
高齢者保健福祉計画の施策体系	・・・・6
報告・協議事項	
１　次期計画策定に向けた策定体制・スケジュール案について	・・・・7
２　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）の取組状況について	・・・・10 別紙資料1

別紙資料

１　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）取組状況

高知市高齢者保健福祉計画推進協議会　委員名簿

任期：令和8年4月1日～令和 11 年3月 31 日

※宮田委員は令和8年7月1日～

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人高知大学	教授	安田　誠史
2	一般社団法人高知県作業療法士会	会長	浅川　英則
3	一般社団法人高知市医師会	理事	藤井　貴章
4	一般社団法人高知市歯科医師会	会長	宮川　慎太郎
5	公益社団法人高知県栄養士会	会長	新谷　美智
6	公益社団法人高知県薬剤師会	高知支部長	植田　隆
7	公益社団法人高知県理学療法士協会	会長	大畑　剛
8	公益社団法人高知市シルバー人材センター	事務局長	宮田　小町
9	公益社団法人 認知症の人と家族の会高知県支部	代表	楠木　司
10	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本　雅彦
11	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	戸田　理恵
12	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田　晃代
13	高知市居宅介護支援事業所協議会	会長	和田　真樹
14	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	公文　康俊
15	高知市老人クラブ連合会	副会長	福原　次善
16	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	常務理事	池内　章
17	特定非営利活動法人高知市身体障害者連合会	会長	中屋　圭二
18	公募委員		市原　利行
19	公募委員		小谷　文子
20	公募委員		長田　のぶ代

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

（平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号）

（設置）

第１条　高知市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び高知市介護保険事業計画（以下「介護保険計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

⑴ 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。

⑵ 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。

⑶ 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。

⑷ 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。

⑸ 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。

⑹ その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

⑴ 学識経験者

⑵ 関係団体の役職員

⑶ 市民

⑷ その他市長が特に必要と認める者

２　前項第３号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

３　委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

（資料提供その他の協力等）

第７条　協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（専門部会）

第９条　協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

２　専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（庶務）

第10条　協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（その他）

第11条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会（高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱（平成６年７月26日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

３　この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

●高齢者保健福祉計画の施策体系

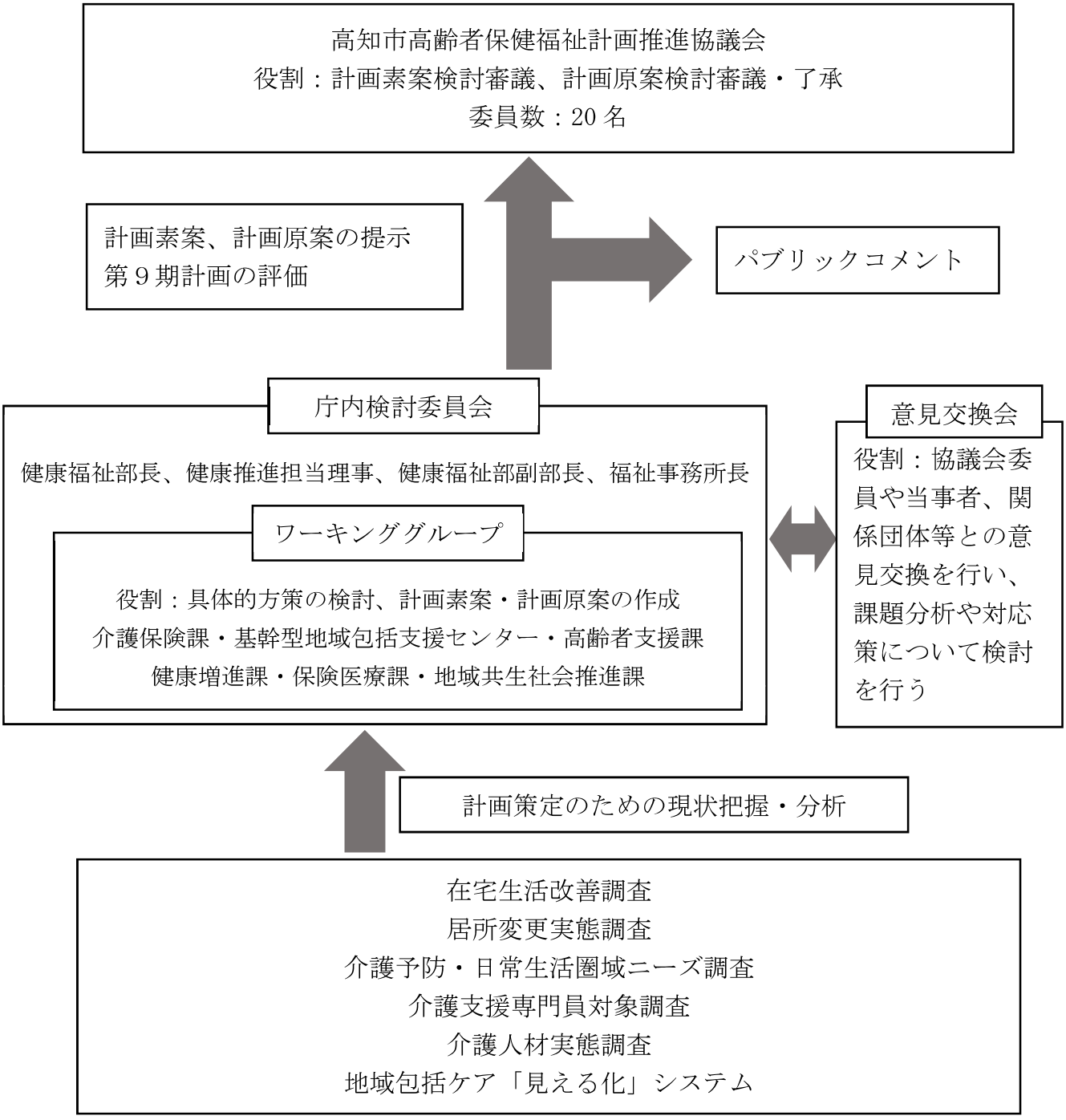
基本理念　：　『 ちいきぐるみの支え合いづくり 』

【基本目標】	【施策の方向性】
1 **いきいきと暮らし続けられる** ～高齢者の健康増進・社会参加による健康寿命の維持向上及び介護予防の推進～	1-1 健康づくり・介護予防の推進
	1-2 生活支援サービスの充実
	1-3 市民が主体となる地域活動の推進
2 **安心して暮らし続けられる** ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進～	2-1 ひとりになっても安心して暮らし続けられる支援
	2-2 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援
	2-3 重度の要介護状態になっても安心して暮らし続けられる支援
	2-4 安心して暮らし続けられるための権利を守る支援
	2-5 災害時等でも安心して暮らし続けられる支援
3 **住み慣れた地域で暮らし続けられる** ～暮らしに不安を持つ高齢者・家族等の生活を支える施策の推進（住環境・公共交通など）～	3-1 多様な暮らし方の支援
	3-2 暮らしの中で受けられる介護サービスの充実
	3-3 公共空間や交通のバリアフリー化
4 **介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働き続けられる** ～介護事業所・従事者の質の向上，労働環境の整備促進～	4-1 事業所の質の向上
	4-2 事業所の職場環境の改善支援
5 **多様なサービスを効果的に受けられる** ～保険者によるマネジメント機能の強化・推進～	5-1 多様な主体との考え方や方向性の共有
	5-2 地域包括支援センターの機能強化
	5-3 地域分析に基づく保険者機能の強化

報告・協議事項

１　次期計画策定に向けた策定体制・スケジュール案について

計画策定体制（案）



意見交換会内容

テーマ	対象	内容
介護人材の確保	協議会委員、介護サービス事業所等	・介護人材確保に関する現状・課題の報告 ・若い介護人材を確保している事業所の取組の共有 ・介護人材確保に向けた方策の検討

令和８年度　計画策定スケジュール（案）

時期	会の種類	主な内容
８年 ４月		
５月		
６月		
７月	第１回　計画推進協議会	（１）　策定体制・スケジュール （２）　高知市高齢者保健福祉計画（令和６～８年度）の進捗状況
８月		
９月		
10 月	第２回　計画推進協議会	（１）高齢者保健福祉に関する調査の結果 （２）次期高知市高齢者保健福祉計画（令和９～11 年度）概要（案）
12 月	第３回　計画推進協議会	（１）高齢者保健福祉計画素案の審議
９年 １月	第４回　計画推進協議会	（１）　介護保険事業計画素案の審議
２月	第５回　計画推進協議会	新計画原案の承認

高齢者保健福祉に関するアンケート調査

パブリックコメント

２　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和６～８年度）の取組状況について

1-1　健康づくり・介護予防の推進　｜　いきいき健康チャレンジ事業・健康講座・健康相談の実施

目的

市民の生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、正しい生活習慣（禁煙、健康的な食生活、活動の機会の増加、リスクを高める飲酒の改善）の確立を支援し、生涯を通じて自分の健康を管理できるようにサポートする。

健康づくり事業

高知市いきいき健康チャレンジ

➢ 内容　高知家健康パスポートアプリを活用した取組

目標を1つ選ぶ
①毎日体重を測る
②毎日血圧を測る
③毎日6,000歩歩く（65歳以上の方）
④週に2日休肝日
⑤禁煙する

→

申込む
①個人で申込み
・アプリでチャレンジ
・記録ノートでチャレンジ

②グループで申込み
・３人一組でチャレンジ

→

取り組み、記録する
3か月間、取り組むとプレゼントが当たるチャンス！

➢ 対象者　20歳以上で市内在住もしくは市内在勤のもの

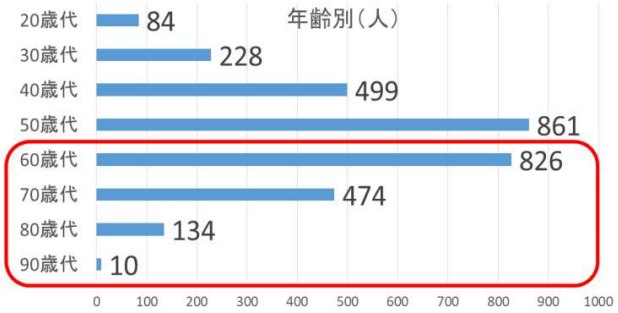
➢ いきいき健康チャレンジイベント実施風景（講演会、健康チェック等）





➢ 参加者数（年代別）

・令和７年度3,117人
　内、65歳以上 1,026人
・20から90歳代までの参加がある。
・65歳以上の参加者でアプリでの取組者は６８.9%を占める。



健康講座

各年代の健康課題に対応した健康講座を地域の集いの場等で実施。

➢ 『あなたに届けたい出前講座』
申込みは広聴広報課
専門職※が出向き、健康講座を実施。
（※管理栄養士・歯科衛生士・精神保健福祉士
理学療法士・保健師等）
【主なテーマ(令和8年度）】
・危険な熱中症～予防と対策について～
・オーラルフレイルを予防しよう
・いきいきライフをつくる健康習慣
NEW ・みんなで学ぶがんの予防と検診
・備えて安心災害時の食と口腔ケア
・今日からできるこころケア　　等

健康相談

自分で健康管理を行うことができるよう、心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

➢ 来所・電話相談
➢ 健康講座の場で相談
➢ 健康づくりイベントでの相談
・地域の身近な量販店で実施
・包括連携協定事業所と連携した実施
・関係機関と連携した実施
・健康チェックの実施
COPD（慢性閉塞性肺疾患）チェック
私の飲み方（アルコール）チェック
塩分味覚域チェック
かむカチェック　等

今後の取組

①居住地域、友人の趣味活動の場、職場など、さまざまなコミュニティにおける多様なつながりの中で、市民が健康づくりに取り組めるような環境を整える。
②市民が正しい健康情報を選択し行動変容の後押しにつながることができるよう、地域や企業等と連携した取組を検討する。
③健康への関心が薄い人や関心があるが健康が後回しになっている人も、無理なく健康的な行動がとれるよう、庁内や関係団体、職域、地域住民などと連携・協働し健康づくりに取り組む市民を増やす働きかけを実施していく。

1-1 健康づくり・介護予防の促進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

目的

健康診査結果や医療・介護のデータを分析し、フレイル（虚弱）予防や重症化防止に向けて、保健事業と介護予防を切れ目なく一体的に提供することで、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を長く続けられることを目指す。

個別支援（ハイリスクアプローチ）

医療介護データから地域課題を分析し、生活習慣病の重症化リスクの高い高齢者や健康状態不明者に対して保健師等が個別訪問し、健診受診を勧めるとともに、必要な医療や介護予防サービスにつなぐ。

健康状態不明者訪問

過去約3年間医療・介護・健診データがなく、地域包括支援センターが把握していない後期高齢者医療加入者を対象とし、保健師または看護師（基幹型地域包括支援センター・保険医療課・健康増進課）及び状況に応じて地域包括支援センター職員が、自宅を個別訪問して血圧や脈拍測定を実施し、健康状態を把握する。
Ｒ７年度実施状況
・面談率は69.6%（80名/115名）
・医療の必要性ありとなった要フォロー者は18名

糖尿病性腎症重症化予防

糖尿病治療中断者や健診後未治療者に対して受診勧奨する。（65歳以上）
Ｒ７年度実施状況
治療中断者　23名、未治療者21名に介入

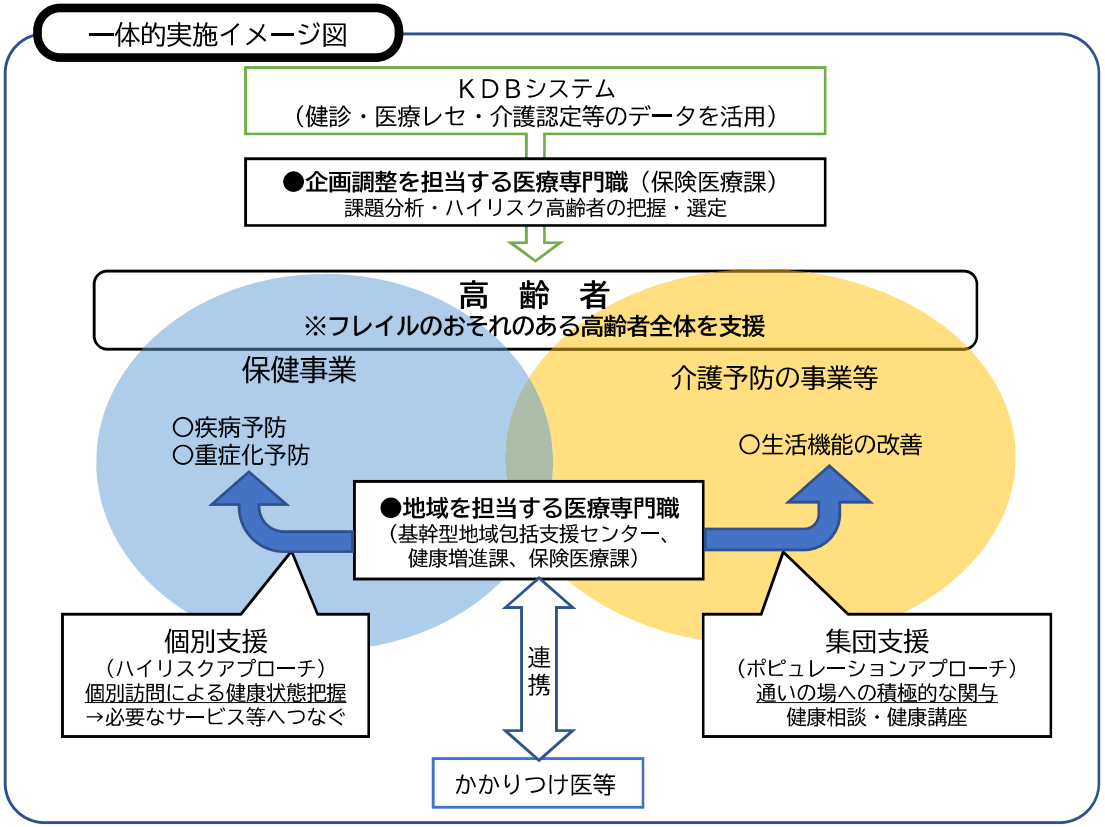
糖尿病性腎症透析予防強化

医療機関より介入対象者の情報提供を受け、受診同行や訪問にて医療機関の指導の説明理解度など確認し、取り組み成果を確認しながら寄り添う支援を行う。
Ｒ８年度支援対象者情報提供あり

今後の取り組み

受診勧奨事業の拡大（高知県循環器病重症化予防プログラムに基づく）

一体的実施イメージ図



集団支援（ポピュレーションアプローチ）

住民の通いの場に地域担当医療専門職が出向き、健康講座や健康相談、栄養改善の取り組みを一体的に行う

健康講座

Ｒ７年度実施状況　76会場　延べ1,974名
講座内容
栄養改善（10食品群チェック）、フレイル予防、熱中症予防、生活習慣病と認知症　など

健康相談

いきいき百歳体操会場や地区健診時に個別相談を実施
Ｒ７年度実施状況　115名

１－２　生活支援サービスの充実

関係機関等と連携したネットワークの構築

背景

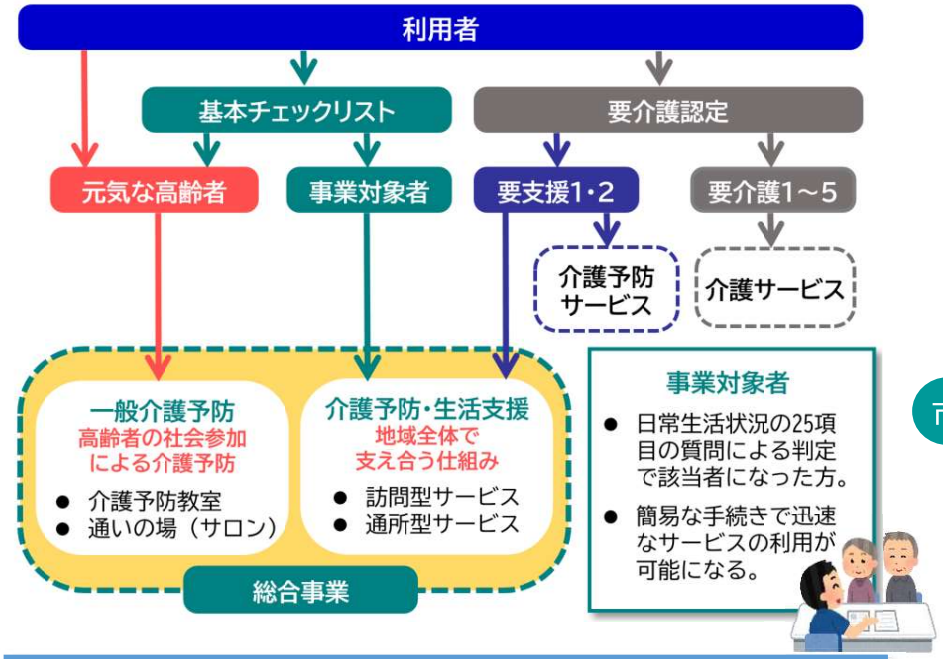


介護を必要とする高齢者が増加しており、高齢者１人を1.4人の現役世代が支える肩車型の社会の到来や介護職員の不足、介護保険の費用の増大が予測されている。そのため、公的な制度による支援だけでなく、自身の体を健康に保つことで要介護状態を予防し、地域で支え合う仕組みが必要になっている。

総合事業

国では、高齢者が要介護状態にならないように「高齢者の社会参加による介護予防」と「地域全体で支え合う仕組み」づくりを総合的に支援する「介護予防・日常生活自立支援事業」（総合事業）が創設された。

地域にあるNPOや民間企業、ボランティアなどの多様な人材を活用した効果的かつ効率的で多様なサービスを生み出し、介護予防や生活支援の充実を図るもの。



見込める効果

- 身体介護までは必要のない方が、ゆるやかな見守りやちょっとした助け合いなどのサービスを利用することができる。
- ニーズに合わせて、サービスを選ぶことができる。
- 住民ボランティアによるサービスや高齢者の活動の場が生まれ、高齢者の役割や生きがいづくり、介護予防につながる。
- 多様なつながりや支え合いにより地域力向上につながる。

高知市の総合事業

介護予防・生活支援（地域全体で支え合う仕組み）

類型	サービスA		サービスB		サービスC
種別	訪問型	通所型	訪問型	通所型	訪問型
内容	身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活上の支援を1時間程度行う。 （例）掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、薬の受け取り　など	スーパーの一角を事業所として利用して、バイタルチェックや介護予防プログラムを行うとともに、買い物による身体の向上を図る。	身体介護を伴わない、自分で行うことが難しい生活上の簡易な支援を30分程度行う。 （例）ゴミ出し、電球買換え、買い物代行、話し相手　など	介護予防を目的とした通いの場で、交流や食事提供などを行う。 また、サービス利用者を送迎する移動支援を行う。 （例）食事提供、体操、交流、送迎支援　など	リハビリ専門職等が家庭訪問し、自宅等での生活継続に必要な福祉機器の導入や住宅改修、動作獲得に向けた支援を短期集中的（原則3か月）に取組を行う。 また、身体機能維持のために、百歳体操につなげる。
対象者	事業対象者・要支援者		事業対象者・要支援者 ※上記以外でも利用可能		事業対象者・要支援者 ※短期集中支援により効果が見込める方
費用	1回 2,000円 （1割～3割を自己負担）	月額 事業対象者　1,439円 要支援1　1,439円 要支援2　2,898円 ※1割負担の場合	事業所による		利用者負担なし
提供者	研修を修了した雇用労働者		ボランティア等の住民主体（有償含む）		理学療法士 作業療法士

住民主体を支援

市

訪問型・通所型サービスB事業費補助金

項目		補助金額 訪問型	補助金額 通所型	補助対象経費
開設初期費用		上限100千円	上限300千円	建物の軽微な改修費、備品等購入費　等
運営維持費	基本額	上限10千円/月 ＋ 1千円/月×事業対象者利用実人数	上限100千円/月	賃借料、光熱水費、通信運搬費、保険料、消耗品費　等
		内、消耗品については、上限100千円/年		
	コーディネーター配置加算	30千円/月		サービスを調整するコーディネーターを配置した場合
	移動支援加算	1千円/日×利用実日数		利用者の移動支援する場合

こうち笑顔マイレージ

- ボランティアとして協力してくれた方にマイレージスタンプを提供。
- スタンプは商品券等に交換できる。

【通所】２～４時間
２スタンプ（200円）
※４時間以上５スタンプ

【訪問】１活動
２スタンプ（200円）
※１日上限４スタンプ

２－１　ひとりになっても安心して暮らし続けられる支援　｜　在宅高齢者配食サービス

○事業目的

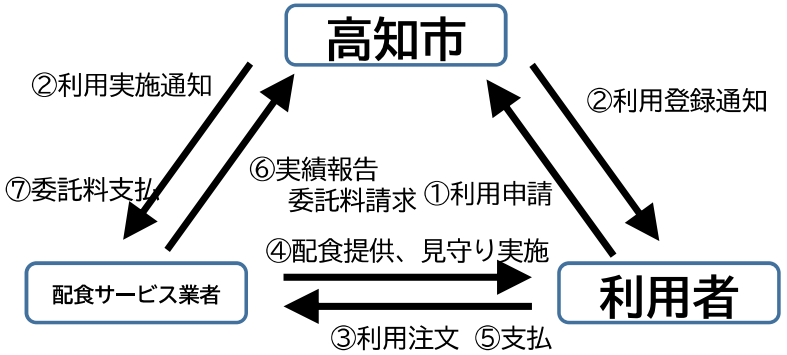
在宅の要援護高齢者の自立と生活の質の確保を図り、介護の重度化を予防するため

○事業内容

栄養のバランスのとれた食事を調理し、在宅の要援護高齢者の自宅に訪問して定期的に当該食事を提供するとともに、その安否を確認し、健康状態に異状があったときは、関係機関への連絡等を行う

（高知市在宅高齢者配食サービス事業実施要綱より）

配食サービス事業　スキーム図



年度別実績

年度	利用者数		配食数		委託金額		各年度3月時点利用実人数（人）	計画期
	延人数（人）	伸び率	延配食数（食）	伸び率	委託金額（円）	伸び率		
R2	3,262		76,268		19,808,568			7期
R3	3,618	110.9%	84,156	110.3%	21,888,131	110.5%		
R4	3,652	100.9%	84,232	100.1%	21,960,920	100.3%	306	8期
R5	4,031	110.4%	89,724	106.5%	26,193,342	119.3%	343	
R6	4,096	101.6%	91,904	102.4%	27,007,320	103.1%	362	9期
R7	4,354	106.3%	97,074	105.6%	28,592,009	105.9%	328	

※伸び率は前年度比

2-3　重度の要介護状態になっても安心して暮らし続けられる支援　在宅医療・介護連携の推進

目的

医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくために、関係機関が連携し、切れ目なく支援することができる体制づくりを目指す。

これまでの取組

在宅医療・介護連携推進委員会の開催

●令和６年度　２回開催、令和７年度　１回開催
・「多職種連携」のワーキング：
　令和６年度　１回、令和７年度　１回開催
・「市民啓発」のワーキング：
　令和６年度　１回、令和７年度　１回開催

在宅医療・介護連携の仕組みづくり

●「入・退院時の引継ぎルール」の運用（平成29年～）
　医療機関とケアマネジャーが**「互い」**に**「確実」**に**「引継ぎ」**と**「情報共有」**を行うためのルールの運用状況を点検し、見直しの必要性等について協議を行う。
　・点検協議：令和６年度　１回、令和７年度　１回
　・アンケート調査の実施
　　紙面での退院時の引継ぎ率
　　令和６年度　64%　、令和７年度　71%

●高知市消防局との連携
　心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応に関するプロトコールについて消防局と協働で啓発
　・令和６年度　２回、令和７年度　２回

医療・介護関係者の相談対応とコーディネート

●高知市在宅医療介護支援センターの運営委託
　（平成28年～高知市医師会委託）
　→令和８年３月末で委託終了

●相談窓口（在宅医療介護支援センター実施）
　・令和６年度　19件、令和７年度　33件

●多職種交流会の開催
　・令和６年度　２回
　（医師・ケアマネジャー・看護師対象 119名、
　　ケアマネジャー・地域連携室対象　76名）
　・令和７年度　１回 129名
　（病院、一般診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、
　　居宅介護支援事業所、調剤薬局対象）



令和７年６月　多職種交流会

在宅医療・介護関係者への研修

●ACP研修の開催（高知市在宅医療介護支援センター主催）
　ACPの考え方と実践について理解を深めることを目的に、日本型ACPの考え方と実践をについて研修を開催。
　・令和７年度　１回139名

●多職種研修の開催（高知市在宅医療介護支援センター主催）
　本人、家族の意向を尊重した地域の多職種協働とACPの実践についての研修を開催。
　・令和６年度　１回174名
　・令和７年度　１回99アカウント
　　（120名申し込み）



令和７年10月　ACP研修

2-3　重度の要介護状態になっても安心して暮らし続けられる支援

在宅医療・介護連携の推進

これまでの取組

ＡＣＰの普及

市民啓発

●出前講座の実施（高知市在宅医療介護支援センター実施分含む）
　自身が望む暮らしを実現するために必要な医療や介護などの情報や、自身の望みどおりの人生の最終段階を迎えるために身近な人と話し合うことの大切さ等について説明したうえで、基幹型地域包括支援センターと協働して「想いをかなえるノート」も配布している。
　・知っていますか？「在宅療養」：令和６年度　４回183名、令和７年度　１回20名
　・「人生会議」を知ろう：令和６年度　９回142名、令和７年度　５回78名

NEW

●市民フォーラム「人生会議について知ろう」の開催
　ACPの理解促進のため、ACPの重要性や取組方、事例等を用いて人生会議の実際について啓発。
　・令和７年度　31名

NEW

●Ｒ８年４月号広報紙「あかるいまち」特集ページにACPについて掲載

専門職向け啓発

●ACPの出前講座の実施（高知市在宅医療介護支援センター主催）
　・令和６年度　２回49名、令和７年度　４回437名（医療機関、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム）



令和７年11月　市民フォーラム





今後の取組

●在宅医療・介護連携推進委員会では、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制を構築するための方策等の協議を引き続き行っていく。
●医療と介護の両方を必要とする高齢者が、本人の望む暮らしの実現のために在宅から入院、退院から在宅等の場面においても切れ目のない支援ができるよう、入・退院時の引継ぎルールの運用の継続、在宅医療等に関する情報発信に取り組んでいく。
●出前講座や広報紙あかるいまちへの掲載、在宅医療・介護関係者への研修等を行うことにより、ACPの認知度や実践率は上昇してきている。「人生をどう生きたいか、自身が望む人生の最終段階の医療やケア」について、本人、家族、医療や介護に関わる専門職が共に考え話し合うことができるように、引き続き、ACPに関する啓発に取り組んでいく。
●医療・介護関係者の相談窓口が直営化することに伴い、相談窓口の変更を各関係機関に周知し、医療と介護の連携に関する相談支援にも取り組んでいく。

介護事業者の事務負担軽減

令和８年４月１日より、介護サービス事業者の介護保険法に基づく申請・届出等について、事務負担の軽減のため厚生労働省が構築した「電子申請・届出システム」 による受付へ移行しました。令和８年８月１日からの本格運用までの間は、従来の郵送・窓口等で受付けることができます。

※本格運用後にやむを得ない理由により本システムでの申請等が困難な場合は、事前に申出書の提出が必要です。

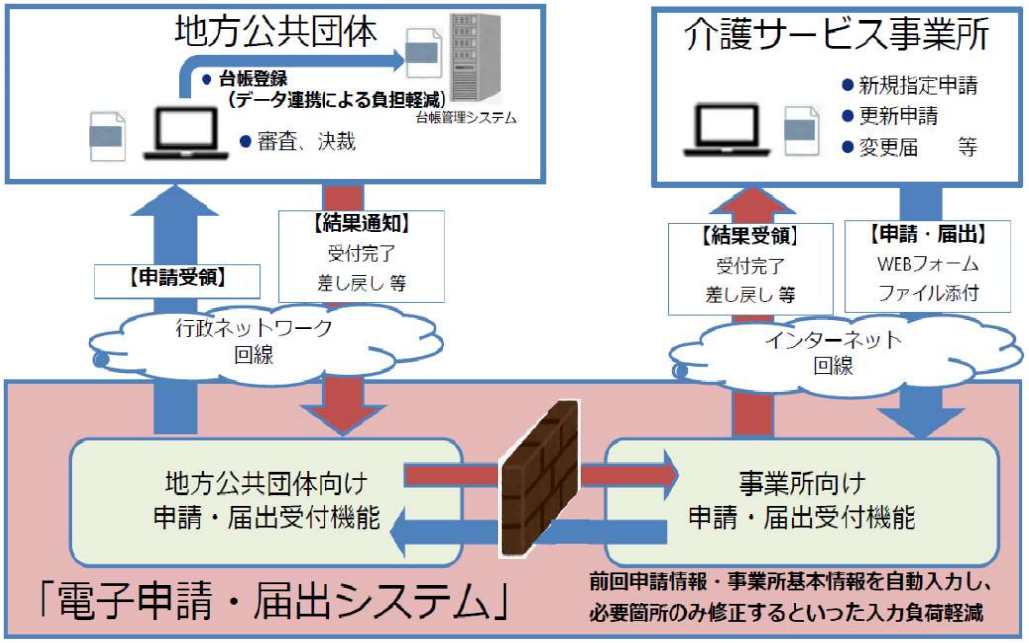
◆「電子申請・届出システム」対象となる申請と届出

1　新規指定申請
2　指定更新申請
3　変更届（変更承認申請）
4　介護給付費算定に係る体制等に関する届出
5　休止・廃止・再開届
6　業務管理体制
7　事故報告（介護事故・感染症）
8　協力医療機関に関する届出

◆事業の効果

・書類の印刷や郵送の手間と郵送代などの費用を削減
・窓口に出向く時間等の削減
・電子申請・届出が完了すると登録メールアドレスに受付完了メールが届くため、問い合わせることなく到着確認が可能

介護分野における申請・届出事務の負担軽減を目的とした
「電子申請・届出システム」の仕組み



申請手数料（収入証紙）について

現在、収入証紙で支払っている申請手数料について、令和10年４月に証紙が廃止されることに伴い、次のいずれかによる支払方法に変更を予定しています。

1「電子申請/納付システム」によるクレジットカード決済（スマホ決済）
2　納入通知書による支払い
（１）納入通知書にあるＱＲコード をスマホで読み取り、クレジットカード 決済（スマホ決済）
（２）金融機関の窓口で納付